

- (6) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関する事。
- (7) 火気使用の制限及び禁止に関する事。
- (8) その他防火管理上必要と認める事項に関する事。

2 統括防火管理者は、消防本部等に対する全体についての消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。

(防火管理者の責務)

第7条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる場合や防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。

- (1) 防火管理者に選任又は解任されたとき
- (2) 消防計画を作成又は変更するとき
- (3) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき
- (4) 火気を使用する設備器具又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
- (5) 臨時に火気を使用するとき
- (6) 大量の可燃物を搬入するとき
- (7) 危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
- (8) 避難通路の変更を行うとき
- (9) 用途（一時的含む。）を変更するとき
- (10) 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- (11) 催物を開催するとき
- (12) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- (13) 消防計画に定めた訓練を実施するとき
- (14) 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
- (15) 統括防火管理者から指示された事項を履行したとき
- (16) その他火災予防上必要な事項

2 防火管理者は、統括防火管理者が作成するこの消防計画に適合するように事業所の消防計画を作成しなければならない。

第3章 予防管理対策

(避難施設の維持管理)

第8条 統括防火管理者は、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設について、次の事項を遵守し適正に維持管理する。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設の維持管理
 - ア 避難の妨害となる施設又は物品を設けないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまづき、滑り等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口を設けるときは、容易に開錠し開放できるものとし、開放した場合に廊下、階段等の有効幅員を狭めない構造とすること。

(2) 安全区画、防煙区画の維持管理

ア 防火戸は確実に閉鎖できるように、その機能を保持し、閉鎖の障害となる物品等を置かないこと。

イ 防火戸に接近して、延焼の媒介となる可能性の物品等を置かないこと。

(3) 避難経路の案内

統括防火管理者は、防火管理者及び防火管理業務に従事する者に廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を把握させるとともに、必要に応じて避難経路図を掲出する。

(放火防止対策)

第9条 統括防火管理者は、放火防止対策について事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。

(1) 建物内外の可燃物等の除去

(2) 物置、空室、雑品倉庫等の施設管理の徹底

(3) 挙動不審者への声掛け

(4) その他

(工事中の安全対策)

第10条 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う事業所の防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、届出を行う。

2 統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更、間仕切変更、内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

(建築物等の検査)

第11条 防火対象物における点検・検査は、次のとおり実施する。

(1) 防火対象物等の法定点検

ア 消防法第8条の2の2に基づく防火対象物等の法定点検は、()の責任により行う。

イ 各管理権原者、各防火管理者及び統括防火管理者は、点検が適切に実施できるよう相互に協力しなければならない。

ウ 点検を実施する場合は、原則、各事業所の防火管理者が点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等の法定点検

ア 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の法定点検は、()の責任により行う。

イ (1)イ及びウの規定は、(2)アの点検を実施する場合に準用する。

(3) 自主点検・検査

ア 各事業所の防火管理者及び火元責任者は、前各項に規定するもののほか、自主検査を実施する。

イ 自主検査の時期及び実施方法等は、各事業所の消防計画による。

(4) 点検・検査結果の記録

統括防火管理者は、法定点検及び自主点検・検査の結果について管理権原者の確認を適宜受けるとともに、その記録を3年間保管する。

(5) 不備欠陥等の改修

管理権原者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修を図る。

第4章 自衛消防組織

(組織の編成)

第12条 _____の自衛消防組織として、次により編成される自衛消防隊を設置する。

(1) 本部隊

本部隊は、指揮、初期消火、通報連絡、避難誘導、安全防護及び応急救護の各班を設け、それに必要な人員は各事業所が分担する。

(2) 地区隊

地区隊は、事業所単位としてそれぞれ、消火、通報連絡及び避難誘導等の各担当を設け、その編成と任務は各事業所の消防計画に定める。

2 自衛消防隊長は、_____とし、地区隊の隊長は各事業所の管理権原者が定める。

3 自衛消防隊長には、その任務の代行者を定める。

4 本部隊の組織及び任務は、別表2によるものとし、その編成は、自衛消防隊長が定める。

(自衛消防隊の活動範囲)

第13条 自衛消防隊の活動範囲は次のとおりとする。

(1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲とする。

(2) 近接する建物等からの火災で、延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(自衛消防隊長の権限)

第14条 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令及び監督等一切の権限を有する。

2 自衛消防隊長の代行者に対しては、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令及び監督等一切の権限を付与する。

(地区隊長の任務)

第15条 地区隊長は、自衛消防隊長の指揮、命令のもとに地区隊を指揮統括する。

2 地区隊長は、担当地区に直接影響がないと認めたときは、本部において自衛消防隊長を補佐する。

(火災発生時の自衛消防隊の活動)

第16条 自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

(1) 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災に対処する。

- (2) 本部隊の活動は、本防火対象物内全ての地区の火災等に対処するものとし、地区隊の各隊員と協力して、災害活動にあたる。
- (3) 地区隊の活動は、火災等の災害が発生した地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに初動措置を講ずるものとし、その活動方法は、各事業所の消防計画に定める。
- (4) 火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令による活動を行う。
- (5) 消防隊が到着したときは、自衛消防隊長または地区隊長が本防火対象物の構造、火災の延焼状況及び逃げ遅れの有無その他必要な情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

第5章 警戒宣言時及び地震発生時の対応

(警戒宣言時の自衛消防組織と任務分担)

第17条 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保及び被害の軽減を図るための自衛消防組織及び任務分担は、別表2によるものとする。

(地震発生時の初期対応)

第18条 地震発生時は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、自衛消防隊長は、建物全体の被害状況を把握し、館内放送等により在館者等に情報を提供する。

2 各防火管理者等は、被害の状況や火気使用設備器具などの点検結果を自衛消防隊長に報告する。

3 初期情報の収集と管理

(1) 自衛消防組織は、被害状況等の情報を収集・整理する。

(2) 情報収集班は、気象庁の地震情報、津波情報及び緊急地震速報等の情報収集を行う。

4 出火防止

(1) 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

(2) 二次災害の発生を防止するため、火気使用設備、危険物施設等について点検を実施し、出火防止に努める。

(避難誘導)

第19条 自衛消防隊長は、地震が発生した場合、本建物の被害状況等に応じ、避難開始の指示を判断する。

(避難上の留意事項)

第20条 自衛消防隊長は、地震時の避難については、次によるものとする。

(1) 各防火管理者等に指示し、在館者を_____へ避難させる。

(2) 収容物等に挟まれた人又は閉じ込められた人がいる場合は、救出救護活動を指示する。

(3) 防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行うことを指示する。

第6章 教育及び訓練

(教育)

第21条 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

2 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画に基づき実施する。

(教育の内容)

第22条 防火管理業務に従事する者に対する教育の内容は、次によることとする。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の周知徹底
- (2) 各事業所の責務等
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- (6) (防災センターの役割とその重要性)
- (7) 地震対策及びその他の災害等に関する事項
- (8) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

(訓練の実施計画)

第23条 統括防火管理者は、防火対象物全体についての自衛消防訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練実施の際は、実施前に「消火訓練等実施計画報告書」を、消防本部等へ提出する。

訓練項目	実施予定	訓練概要
総合訓練	月	消火・通報・避難誘導の訓練を連携させ総合的に実施

第7章 防火管理の委託

(防火管理業務の委託状況)

第24条 防火管理業務の一部又は全部を、別表3「防火管理業務の委託状況」のとおり委託する。

附 則

この消防計画は、 年 月 日から実施する。

別表 2

自衛消防隊の編成と任務（本部隊）

自衛消防隊長 _____（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）		隊長の代行者兼副隊長 _____（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。）		
本部隊の編成（平常時）		平常時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
			組織編成	任 務
指揮班		1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項	指揮班は、情報収集班として編成する。	1 報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、提示板、携帯拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医療品等及び防災資機材の確認をする。 5 在館者の調査
通報連絡班		1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）	通報連絡班は、情報収集班として編成する。	
初期消火班		1 出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置班として編成する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安の措置を講ずる。
避難誘導班		1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
安全防護班		1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンバ一等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置班として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
応急救護班		1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供	応急救護班は、情報収集班として編成する。	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。

※ 地区隊の編成は、各事業所の消防計画による。

別表3

防火管理業務の委託状況

(年 月 日現在)

防火対象物	所在地	TEL					
	名称						
	管理権原者氏名						
受託者	氏名(名称)	TEL					
	住所(所在地)						
	担当事務所所在地、名称	TEL					
受託者の行う防火管理業務の範囲		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>					
受託者の行う防火管理業務の方法	委託の方式	事項	平日・営業日		休日・休業日	摘要	
			公開・従業員時間内	公開・従業員時間外			
	常駐方式	常駐人員					
		常駐場所					
		管理(委託)区域					
		常駐委託時間帯					
	巡回方式	巡回回数					
		巡回人員					
		委託区域					
		委託時間帯					
	遠隔移報方式	現場確認員の待機場所					
		現場到着所要時間					
		管理(委託)区域					
		委託時間帯					
	委託契約の期間				契約期間満了後の措置		

備考 受託者が法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。